

秘匿決定申立てに関する注意事項

長野地方裁判所民事部

1 秘匿決定申立てについて

当事者（申立て等をする者）及びその法定代理人（以下「秘匿対象者」という。）は、以下の各事項が相手方当事者に知られることによって社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合には、秘匿決定の申立てができます（法 133 I）。

- 秘匿対象者の住所、居所、その他通常所在する場所（例：職場の住所）
- 秘匿対象者の氏名その他その者を特定するに足りる事項（例：本籍）

(1) 申立てに必要な書類等

ア 秘匿決定申立書（正本 1 通）

申立書には、対象となる基本事件の事件番号（訴状と同時提出の場合には記載不要）、申立ての趣旨及び理由を記載してください。

なお、申立書は閲覧の対象となるため、秘匿事項（又は秘匿事項を推知できる事項）を記載しないでください。

※ 申立人氏名が秘匿事項の場合には、申立書及び訴状等の申立人氏名を「代替氏名 A」と、申立人住所が秘匿事項の場合には、訴状等の申立人住所を「代替住所 A」と記載してください（申立人複数名の氏名又は住所が秘匿事項の場合には、それぞれ順次「B」「C」とする。）。

※ 複数の秘匿対象者がいる場合、申立書は、秘匿対象者ごとに 1 通ずつ提出してください。

イ 手数料

収入印紙 500 円分（※秘匿対象者ごとに 500 円）

ウ 秘匿事項届出書面（正本 1 通 ※秘匿対象者の記名押印が必要です。）

複数の秘匿対象者がいる場合、秘匿事項届出書面は、秘匿対象者ごとに 1 通ずつ提出してください。

エ 疎明資料

(2) 書類の提出先

長野地方裁判所民事部（4 階）

(3) 注意事項

裁判所に書類を提出する際には、秘匿事項を知られないようにするため、申立人の責任において、以下の点を特に注意してください（規則 52 の 11 等参照）。

ア 秘匿事項届出書面（前記 1 (1)ウ）以外の書類（訴状、準備書面、書証、委任状、秘匿決定申立書、疎明資料等）には、秘匿事項を記載しないこと。

イ アの例外として、秘匿事項の記載がある書類を提出する場合には、当該書類の提出と同時に、秘匿事項記載部分を明確に特定した上、後記 3 「秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立て」をすること。

2 秘匿決定の手続について

(1) 申立てが認められた場合

裁判所は、申立てを認める場合、秘匿事項に代わる事項（代替事項）を定めます。訴状等に、裁判所が定めた代替事項とは異なる代替事項が記載されている場合（代替事項が記載されていない場合を含む。）には、この記載を裁判所が定めた代替事項に訂正する旨の訴状訂正申立書等を速やかに担当部に提出（正本 1 通、副本（相手方当事者の数分））してください（法 133V 参照）。

(2) 申立てが認められなかった場合

申立てを却下（一部却下を含む。）する裁判が確定したときは、訴状等に秘匿対象者に係る代替事項を記載している場合（現住所又は氏名を記載していない場合を含む。）、この記載を現住所又は氏名に訂正する旨の訴状訂正申立書等を速やかに担当部に提出（正本 1 通、副本（相手方当事者の数分））してください。

3 秘匿事項（又は推知事項）記載部分の閲覧等制限の申立てについて

提出する書類に、原則として秘匿事項を記載しないことは、前記 1 (3)アのとおりですが、例外的に秘匿事項が記載された書類を提出する場合には、当該書類の提出と同時に秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立てが必要です（法 133 の 2II、規則 52 の 11II）。

(1) 申立てに必要な書類等

ア 秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立書（正本 1 通）

申立書には、対象となる基本事件の事件番号、申立ての趣旨及び理由を記載してください。なお、申立書は閲覧の対象となるため、秘匿事項を記載しないよう注意して

※本書面に記載されている事項についてのご不明点は、担当書記官にお尋ねください。

ください。

※ 申立人氏名が秘匿事項の場合には、秘匿決定において裁判所が定めた代替氏名を記載してください。

※ 複数の秘匿対象者がいる場合、申立書は、秘匿対象者ごとに1通ずつ提出してください。

イ 手数料

収入印紙500円分（※秘匿対象者ごとに500円）

ウ 秘匿事項が記載された書類（正本1通）

エ ウの書類から秘匿事項をマスキングした書面（正本1通、副本（相手方当事者の数分））（規則52の11Ⅲ）

(2) 書類の提出先

ア 秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立書

長野地方裁判所民事部（4階）

イ 秘匿事項が記載された書類及びマスキング書面

基本事件の担当部

(3) 申立ての一部が認められなかった場合

本項の申立てについて、一部却下（一部認容）する裁判が確定したときは、秘匿事項が記載された書類（前記3(1)ウ）から、同裁判により特定された秘匿事項記載部分をマスキングした書面を速やかに担当部に提出（正本1通、副本（相手方当事者の数分））してください（規則52の11Ⅴ）。

長野地方裁判所ホームページ（書式等）はこちら

<https://www.courts.go.jp/nagano/index.html>

「裁判手続を利用する方へ」

「地方裁判所の手続案内」にお進みください。



※本書面に記載されている事項についてのご不明点は、担当書記官にお尋ねください。